

## 保証委託契約

### 第1条 (総則)

- 保証委託申込書の所定欄に記入した申込者本人および連帯保証人(以下「申込者」という)は、合同会社 バンカーズ・オートリース(以下「貸主」という)とのオートリース契約(以下「原契約」という)に定める債務について、この保証委託契約(以下「本契約」という)の内容を承諾したうえで、株式会社 パーチャルペイメント(以下「保証会社」という)に対して、連帯保証を委託することを申し込みます。
- 本契約は、保証委託申込書を車両販売店(以下「売主」という)に提出した時点から効力を有し、本契約が成立したときは、引き続き、本契約が終了するまでの期間において効力を有します。
- 保証会社との本契約、さらには、貸主との原契約が成立した時点をもって、申込者本人を借主として扱います。
- 連帯保証人の付帯有りて本契約が成立した場合、連帯保証人は、本契約に定める保証会社に対する一切の債務、さらには、原契約に定める貸主に対する一切の債務を連帯保証することについて、異議なく承諾します。

### 第2条 (保証委託)

- 次の各号による保証会社に対する保証委託料の支払いをもって、委託を受けた連帯保証人として、保証会社を扱います。

支払金額	連帯保証人の付帯無しで本契約と原契約が成立する場合 借主負担 毎年5,000円(非課税)
	連帯保証人の付帯有りて本契約と原契約が成立する場合 借主負担 毎年5,000円(非課税) 連帯保証人負担 毎年5,000円(非課税)
支払期日	本契約が成立した月の同月末日(以降、毎年繰り返し)
支払方法	保証会社所定の銀行振込 ※銀行振込手数料は借主負担(連帯保証人も同じ) 三井住友銀行 麹町支店 普通 9409198 株式会社 パーチャルペイメント

なお、連帯保証人の付帯無しで本契約と原契約が成立するときは、上表の定めによらず、貸主に対して、原契約に定める初期費用等と合わせて、最初の保証委託料を支払うことができます。

- 原契約で借主負担と定めた費用(以下「借主が支払うべき債務」という)に不履行が生じた場合は、保証会社は、借主、連帯保証人になら通知することなく、保証会社の貸主に対する保証債務の一部または全部を代位弁済することによって、貸主に対して、保証会社として負担すべき債務(以下「保証会社が負担すべき債務」という)を履行します。
- 保証会社は、借主、連帯保証人に対して、保証委託契約書に記載して、保証会社が貸主に対して代位弁済する保証債務の上限額である保証限度枠を通知します。なお、借主が支払うべき債務の不履行が保証限度枠に達したとき、または、毎年負担となる保証委託料の支払いに不履行が生じたときは、本契約の強制解除の扱いとなります。

### 第3条 (月々のリース料の支払い)

- 借主の貸主に対する月々のリース料の支払いにかかる定額は、すべて原契約によります。
- 原契約に定める支払期日までに、月々のリース料の支払いが履行されたときは、借主が支払うべき債務、保証会社が負担すべき債務の両方が履行されたものとして扱います。
- 前項に反して、月々のリース料の支払いが不履行になったときは、借主が支払うべき債務は不履行とし、保証会社による保証債務の代位弁済の前後を問わず、保証会社が負担すべき債務のみが履行されたものとして扱います。ただし、貸主の保証会社に対する代位弁済の請求について、貸主がこれを取り消したときは、前項と同じ扱いとします。

### 第4条 (求償権の発生、行使、保全)

前条-第3項に該当し、借主が支払うべき債務が不履行(原契約に定める支払期日にたとえ1日だけ遅延したときも含まれます)となった場合、借主および連帯保証人は、次の各号について、異議なく承諾します。

- 借主、連帯保証人に対する求償権が保証会社に発生すること
- 保証会社は、借主、連帯保証人に対して、求償権を行使できること
- 求償権の保全等を目的として、保証会社が公的機関から住民票などを任意に取得し、これを利用できること

### 第5条 (保証会社による督促)

- 前条に該当した場合、保証会社は、借主、連帯保証人に対して、次の各号の手段により、督促を行うことができます。
  - 非対面での督促手段として、固定電話、携帯電話への架電、電子メール、電報、郵便(内容証明を含みます)による通知
  - 車両、または、車両の保管場所に訪問したうえで、手紙を挟むこと、または、借主、連帯保証人に相対すること
- 前項の結果、音信不通などに至った場合、安否(身体や精神の異常など)の確認、緊急事態に陥っていない客観的事実(公共料金のメーター、郵便ポストなど)の把握を目的として、保証会社は、借主、連帯保証人の居住地、勤務先などに訪問することができます。

### 第6条 (求償権の償還)

- 保証会社による督促の有無、前後にかかわらず、借主および連帯保証人は、借主が支払うべき債務に、次の各号による保証会社の費用を加算したうえで、求償権の償還を行うことについて、異議なく承諾します。

非対面での督促手数料

1件あたり3,300円(うち消費税300円)

訪問集金したときの督促手数料 ※交通費は別途実費を負担

1件あたり8,800円(うち消費税800円)

電報、郵便(内容証明を含みます)の作成、送付にかかる費用

1件あたり1,100円(うち消費税100円)

遅延の発生日から償還に至るまでの期間を対象として、借主が支払うべき債務に年14.60%を乗じた遅延損害金

過払いが生じたとき、保証会社からの返金にかかる銀行振込手数料

保証会社が負担すべき債務の履行に要した費用のほか、弁護士費用などを含めて、求償権の行使、保全に要した費用

- 借主が支払うべき債務は、前項に定める求償権の償還により履行されたものとして扱います。なお、求償権の償還の方法は、第2条に定める保証委託料と同じ支払方法とします。

- 借主および連帯保証人は、求償権の償還にかかる次の各号について、異議なく承諾します。

- 保証会社の費用を次回のリース料の請求額に加算する共連れについて、保証会社が任意に行うことができること
- 毎回繰り返して、求償権を発生させたとき、または、償還を怠ったときは、保証会社に事前求償権が発生し、保証債務の代位弁済の前後を問わず、保証会社が事前求償権を行使できること
- 原契約に基づいて、借主が貸主に対して主張することができるいかなる事由(車両に起因する事由を含みます)をもって、保証会社による求償権の行使には対抗できないこと
- 督促、回収などにかかる業務(決済代行業務、信託保全業務などを含みます)を保証会社が任意に外部委託できること
- 求償権の償還にかかる費用に公租公課が課せられるとき、または、公租公課(消費税等を含みます)が変更されたときは、当該公租公課の相当額が求償権の償還にかかる費用に含まれること

### 第7条 (表明保証)

申込者、借主、連帯保証人は、本契約が効力を有する期間において、次の各号が真実、かつ、正確であることを証明し、保証します。

- 正確性  
本契約の成立にあたり、保証会社に提供した情報は正確であり、かつ、保証会社に重要な情報がすべて開示されていること
- 有効性  
本契約は、申込者、借主、連帯保証人において有効で、かつ、拘束力があること
- 行為能力  
本契約にかかる権利行使と義務履行のための行為能力を申込者、借主、連帯保証人が有すること

### 第8条 (取引時確認)

申込者、借主、連帯保証人は、本契約が効力を有する期間において、犯罪による収益の移転防止に関する法律をふまえ、次の各号に従います。

- 保証会社からの要請に従い、取引時確認に要する運転免許証、旅券などの公的証明書(以下、収入を証明する書類を含めて「確認書類」という)を保証会社に提出すること
- 提出した確認書類は、保証会社所定の保護措置を講じたうえで保管され、返却されないこと
- 保証会社が確認書類により、取引時確認の記録簿を作成すること
- 取引時確認にかかる業務を第三者に委託することがあること
- 外国REPs関係者は、取引時確認がさらに厳格になること

### 第9条 (反社会的勢力の排除)

- 申込者、借主、連帯保証人は、本契約が効力を有する期間において、自己が次の各号(以下「暴力団員等」という)に該当しないことを確約します。
  - 暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋など
  - 社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、国際テロリストなど
  - 前各号に準じる者、または、前各号の共生者
- 申込者、借主、連帯保証人は、本契約が効力を有する期間において、自己もしくは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - 取引に際して、脅迫的な言動をし、または、暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い、または、威力を用いて、保証会社の信用を毀損し、または、保証会社の業務を妨害する行為
  - その他、前各号に準じる行為

### 第10条 (本契約の強制解除)

- 保証会社所定の期間内に、第7条、第8条、第9条の定めが完了しないときは、保証委託申込の謝絶、または、本契約の強制解除の扱いとなります。
- 第7条、第8条、第9条に対する違反が疑われる場合、保証会社は、任意に事実関係の調査ができます。なお、申込者、借主、連帯保証人が調査に協力しないとき、または、当該違反を保証会社が認めたときは、保証委託申込の謝絶、または、本契約の強制解除の扱いとなります。

### 第11条 (本契約の変更、終了)

- 保証会社は、保証会社所定の手続きにより本契約を変更でき、変更した本契約を借主および連帯保証人に書面で送付します。なお、送付後に、

- 保証会社が保証債務の代位弁済を履行したときは、変更した本契約の定めを借主および連帯保証人が同意したものと扱います。
2. 本契約は、保証会社による本契約の強制解除に至らなかったときは、原契約が満了したとき、原契約が中途解約されたとき、原契約が貸主により強制解除されたときのいずれかをもって、自動的に終了します。なお、この場合、保証委託料は、日割りで返還されないものとします。
- 第12条 (合意管轄裁判所)  
本契約について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、保証会社の本社を管轄する簡易裁判所、地方裁判所を管轄裁判所とします。
- 第13条 (売主、貸主に対する通知)  
申込者、借主および連帯保証人は、売主および貸主(委託先を含みます)に対して、本契約と原契約の内容等が通知されることについて、異議なく承諾します。
- 第14条 (お問い合わせ窓口)  
1. 原契約の対象となる車両の問い合わせ先は、売主、貸主となります。  
2. 保証会社に対する問い合わせ先は、第17条によります。

以上

個人情報の取り扱いに関する同意条項

- 第15条 (個人情報の収集、保有、利用)  
1. 申込者、借主または連帯保証人(以下「借主等」という)は、保証会社が保証会社所定の保護措置を講じたうえで、次の各号の情報(以下「個人情報」という)を収集、保有、利用することを同意します。  
1 保証委託申込書に記載した情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先など)、または、保証委託申込書以外で保証会社に届けた情報  
2 保証委託申込書に記載した申込日、保証委託契約書に記載した契約日とその終了予定日、契約番号、契約額、支払回数  
3 原契約の締結日以降のオートリースにかかる債務残高、返済状況  
4 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、取引時確認のために保証会社に提出した本人確認書類に記載された情報  
5 収入確認のために保証会社に提出した源泉徴収票、所得証明などに記載された情報、支払能力を調査するために保証会社に申告した資産、負債、収入状況などの情報  
6 公的機関から保証会社が取得した住民票などに記載された情報、公的機関が公開する情報  
※公的機関への交付申請時は、法令などにより、本項-第①号ないし第③項の情報の一部の開示が必要になります。  
7 官報や電話帳や住宅地図などで一般向けに公開される情報  
8 通話や対面により保証会社が独自で知り得た情報(記録媒体に音声や映像を記録した情報を含みます)  
2. 申込者、借主等は、保証会社が前項を遂行する目的が次の各号によることを同意します。  
1 保証委託の申込に伴う初期審査、本契約の成立以降の与信判断にかかる途上審査や与信管理  
2 問い合わせや相談などに対する回答、アフターサービスの実施、個人情報の開示請求時の対応  
3 現行商品やサービスの改善、新たな商品やサービスの開発

- 第16条 (信用情報機関の登録、利用)  
1. 申込者、借主等は、保証会社が支払能力を調査するために、保証会社が加盟する信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関が提携する信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、申込者、借主等の個人情報が登録されているときは、これを利用することを同意します。  
2. 申込者、借主等は、保証会社によって、本契約に関する個人情報が加盟信用情報機関に登録され、その加盟会員会社および提携信用情報機関の加盟会員会社によって、申込者、借主等に対する支払能力の調査のために相互利用されることを同意します。  
3. 保証会社の加盟信用情報機関は下記とします。  
1 加盟信用情報機関

名称	株式会社 シー・アイ・シー (CIC) 割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関	株式会社 日本信用情報機構 (JICC) 貸金業法に基づく指定信用情報機関
所在地	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	〒110-0014 東京都台東区北上1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
電話番号	0120-810-414	0570-055-955
ホームページ	<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>
登録情報	1 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号など)	

2	契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、契約額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数など)
3	支払い状況に関する情報(債務残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞など)
4	本契約にかかる客観的な取引事実に関する情報(債権譲渡、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立など)
5	本契約にかかる申込をした事実に関する情報(申込日、申込商品など)
登録期間	
1	本人を特定するための情報 以下②③④のいずれかが登録されている期間
2	契約内容に関する情報 契約期間中および契約終了後5年以内
3	支払い状況に関する情報 契約期間中および契約終了後5年以内
4	本契約にかかる客観的な取引事実に関する情報 契約期間中および契約終了後5年以内
-	ただし、債権譲渡の事実にかかる情報は当該事実の発生日から1年以内
5	本契約にかかる申込をした事実に関する情報 保証会社が照会した日から6か月間

2 提携信用情報機関

名称	全国銀行個人信用情報センター
所在地	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号	03-3214-5020
ホームページ	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/">https://www.zenginkyo.or.jp/</a>

加盟信用情報機関と提携信用情報機関は、多重債務の抑止のために提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。上記の加盟信用情報機関と提携信用情報機関の加盟会員会社名などは、それぞれの信用情報機関のホームページに掲載されています。なお、加盟信用情報機関と提携信用情報機関に登録されている情報の開示は、保証会社ではなく、それぞれの信用情報機関が行います。

- 第17条 (個人情報の開示、訂正、削除)  
1. 申込者、借主等は、保証会社、加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に従い、自己の個人情報について開示請求ができません。

1 保証会社の窓口

名称	株式会社 バーチャルペイメント
登録番号	関東経済産業局 関東(包)第108号 関東(ク)第4号
所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-11-2 イトーピア岩本町二丁目ビル3階
電話番号	03-5835-2200
ホームページ	<a href="https://smchd.jp/vp/">https://smchd.jp/vp/</a>

- 2 加盟信用情報機関の窓口  
株式会社シー・アイ・シー  
株式会社日本信用情報機構  
2. 開示請求により万一登録内容が事実と相違していることが判明した場合、申込者、借主等は、当該情報の訂正、削除の請求ができます。

- 第18条 (本同意条項に対する不同意)  
1. 申込者が保証委託申込書に必要事項を記載しないときは、保証委託申込の謝絶に至ることがあります。  
2. 借主等が本同意条項の全部または一部を承認できないときは、本契約の強制解除に至ることがあります。

第19条 (契約不成立の対応)  
申込者、借主等は、保証委託申込の謝絶に至ったときでも、申込を行った事実と保証会社が取得した個人情報を保証会社が利用すること、かつ、保証会社による加盟信用情報機関への登録によって加盟会員会社に利用されることを同意します。

以上

# 保証委託サービス約款

## 第一章 保証委託サービス

### 第1条 保証委託サービス

この保証委託サービス約款（以下「本約款」という。）は、株式会社プラウド（以下「甲」という。）及び自動車購入者（以下「乙」という。）間において締結された「自動車割賦販売契約」（以下「原契約」という。）にかかる乙の債務等について、ノベリティ保証株式会社（以下「丙」という。）が保証及び代位弁済等を行う「保証委託サービス契約」（以下「本契約」という。）について定めるものである。

2 本契約については、別途定める「保証委託サービス申込書」（以下「本申込書」という。）に乙が記名し、丙に提出することにより、乙の本契約に対する合意がなされたものとみなされる。また、乙の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）も同様とする。

3 丙は、本申込書の記載内容等の審査により、本契約を乙と締結する。審査にあたり、乙及び連帯保証人は、本申込書等の申込・審査のために丙に提出した書類等に記載の個人情報（以下「本個人情報」という。）を丙が守秘義務を課して別途契約する第三者と共同利用することに同意する。また、審査の結果により、本契約を乙と締結しないことがあることを乙は了承するものとする。この場合、乙及び連帯保証人は、本個人情報を申し込み時点から2年間、丙が保管することに同意する。また、契約締結に至った場合は、契約満了から10年間本個人情報を丙が保管するものとする。更に、本個人情報については、乙の自動車購入にかかる債権者（債権譲渡を受けた者も含む。）及び本契約に基づき丙と契約する損害保険会社と丙が別途規定する丙のプライバシーポリシーにかかる目的の範囲内で共同利用することに乙及び連帯保証人は同意するものとする。

4 乙及び連帯保証人は、被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれの認定も受けていないこと、またこれらの認定を得るための申立をしたり、されたりしていないことを保証する。

5 乙は、乙または連帯保証人に関する情報など本申込書等によって提供した情報（以下「届出情報」という。）に変更があった場合には、丙に対し、速やかに届け出なければならない。この場合、乙は、丙の要請に従い、変更事項に関する書類及び証憑を提出するものとする。届出情報の変更があった場合には、丙は、当該変更後の情報に基づき第3項に準じて与信審査等を行い、乙に対し、新たな連帯保証人の要求、本契約の解除、及びその他の必要な措置をとることができるものとする。

## 第二章 保証

### 第2条 保証委託

乙は、原契約に基づいて甲に対して負担する債務につき、次条以下に定める範囲・期間・内容を確認のうえ、丙に対し保証を委託し、丙はこれを受託するものとする。

### 第3条 保証料

乙は、本契約締結に際し、別途定める保証料を丙に対し支払うものとする。

### 第4条 保証の範囲及び限度額

（表面）

丙は甲に対し、原契約に基づいて乙が負担する割賦債務及びその不履行に起因する債務を保証するものとする。

### 第5条 保証債務の履行

乙が甲に対して割賦債務の支払いを行わなかった場合、丙が甲に対して乙の甲に対する割賦債務を甲に代位弁済したことをもって、保証債務履行とし、丙は乙に対して代位弁済相当額の求償権を有するものとする。

### 第6条 連帯保証人の極度額

1 連帯保証人は、乙が本サービスに基づき丙に対して負担する保証債務に関し、丙が乙に代位して履行した債務（割賦代金、遅延損害金、解約精算金、回収費用、その他一切の債務を含む）について、下記の極度額の範囲内で丙に対し連帯して債務を負担するものとする。

2 連帯保証人の負担する保証債務の極度額は、申込書において別途定める金額（以下「極度額」という）とし、当該極度額を超えて責任を負わないものとする。

3 当該極度額は、保証委託契約に基づき丙が取得する求償権の範囲に適用され、連帯保証人はその限度において履行の責任を負うものとする。

### 第7条 求償債務の範囲及び履行

丙が保証債務を履行した場合、乙は、その保証債務履行額全額及びこれに付帯する下記費用を、丙に対し速やかに支払わなければならない。

- ① 原契約に定める割賦債務支払期日の翌日から弁済の日まで年14.6%の割合で日割り計算して算出された遅延損害金
- ② 求償権実行に関する訴訟費用及び弁護士等の費用、その他求償権の実行又は保全のために要した費用
- ③ 原契約で購入した自動車の搬出・運搬・保管・処分・その他要した費用
- 2 乙は、口座振替その他丙が別途指定する方法により前項の支払いを行うものとする。

### 第8条 事前求償

乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、丙は保証債務の履行前であっても、乙に対し事前に求償権を行使することができるものとする。

- ① 仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立を受けたとき
- ② 破産手続開始、清算開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立があったとき
- ③ 公租公課につき差押又は保全を受けたとき
- ④ 不渡り手形、不渡り小切手が発生したとき、もしくは手形交換所の取引停止処分があったとき
- ⑤ 乙の所在が不明になったとき
- ⑥ 原契約の規定に基づき、乙が期限の利益を喪失したとき
- ⑦ 乙が本契約に違反したとき
- ⑧ 前各号のほか、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- 2 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。
- 3 丙が第1項により乙に対して求償権を行使した場合、乙は、口座振替その他丙が別途指定する方法により当該求償債務の支払いを行うものとする。

## 第9条 特約事項

乙が、丙により代位弁済された割賦支払債務を丙丁に支払わなかった場合、丙は乙又は連帯保証人に対し、電話、電報、電子メール、訪問、文書の差置き、封書による通知等相当の手段により、割賦支払債務遅滞の事実を告げ、催促をすることができる。

2 前項のほか、割賦支払債務遅滞が生じた場合、丙が乙又は連帯保証人に連絡をとることを目的として、丙は乙が本契約において指定した連絡先等に対し、電話、電報、電子メール、訪問、文書の差置き、封書による通知等相当の手段により、割賦支払債務遅滞の事実を通知する場合があることに対し、電話、電報、電子メール、訪問、文書の差置き、封書による通知等相当の手段により、割賦支払債務遅滞の事実を通知する場合があることを乙はあらかじめ承諾する。なお、当該通知により乙に損害が発生したとしても、丙は何らの責任も負わないものとする。

## 第三章 その他

### 第10条 再委託

丙は、本契約に定める事務の一部を守秘義務を課した上で丙が指定する第三者に再委託することができるものとする。

### 第11条 契約上の地位の移転

原契約上の割賦債権者の地位が甲から甲と債権譲渡契約を締結した第三者に移転することをあらかじめ乙は承諾する。

### 第12条 連帯保証人の責務

連帯保証人は、丙に対し、乙と連帯して、乙が本契約に基づいて丙に対して負担する一切の債務の履行を保証する。

2 連帯保証人は、本契約に基づく丙の権限行使に関し、一切異議を申立てないものとする。

### 第13条 リスケジュールリング

乙の申し出に基づき、割賦債権のリスケジュールリングを行う場合、リスケジュールリングによって延長される弁済期限等に応じて不足する保証料を丙に支払うものとする。

### 第14条 繰上弁済

乙の申し出に基づき、割賦債権全額の繰上弁済を行う際は、丙所定の計算方法により算出した保証料(別表参照)から解約違約金と事務手数料の合計額を返還される保証料と相殺することを乙は了承し、丙は乙に返還するものとする(振込手数料は、乙負担とする。)。なお、返還される保証料が解約違約金と事務手数料に満たない場合、解約違約金と事務手数料の合計額は、返還される保証料と同額とするものとする。

※解約違約金=繰上返済をした翌月以降6ヶ月分の保証料 事務手数料=5,000円(消費税等別途)とする。

2 前項は、割賦債権全額の繰上弁済を行う際の条項であり、一部の繰上弁済の場合、丙は乙に対して保証料を返還しないものとする。

### 第15条 個人情報保護

丙は、本契約上知り得た、乙又は連帯保証人の個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、及び個人情報取扱いに関する約款を遵守するものとする。

### 第16条 反社会的勢力の排除

乙は、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係1.企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらの者を「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて丙の信用を毀損し、又は丙の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 丙は、乙が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに乙と取引の全部もしくは一部を停止し、又は本契約の全部もしくは一部を解約することができるものとする。なお、丙は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、乙に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して乙に損害等が生じた場合であっても、丙が何ら責任を負うものではないことを乙は確認するものとする。

乙は、自己(自己の役員等を含む。)が第1項又は第2項の確約に反したことにより丙が損害を被った場合、その損害を賠償する義務を負うことを確約するものとする。

### 第17条 本約款の変更

丙は本約款の条項を変更することができるものとし、その変更内容を丙のホームページにおいて公表するものとする。

### 第18条 協議

本契約の解釈につき疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、乙丙は、誠意をもって協議のうえこれを定めるものとする。

### 第19条 合意管轄

本契約に関連する事項に関して紛議が生じた場合、訴額に応じて、東京簡易裁判所、大阪簡易裁判所、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上